

大垣市発注の週休2日制工事要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日制を確保する工事(以下「週休2日制工事」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制 対象期間において、4週8休以上(原則として1週間のうち2日以上とする。)の現場閉所日を確保することをいう。現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含むものとする。
- (2) 現場閉所日 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場や現場事務所が閉所された日をいう。現場閉所日の判断にあたっては、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で単団するものとする。
- (3) 対象期間 工事開始日(工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。以下同じ。)から工事完成日(完成届に記載のある完成した日をいう。)までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
- (4) 非対象期間 準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間(8月14日から8月16日までの間をいう。)、年末年始休暇6日間(12月29日から翌年1月3日までの間をいう。)、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等をいう。)に対する突発的な対応期間及び受注者の責めによらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (5) 工事着手 工事開始日以降、実際の工事のための準備工事(現地事務所の配置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(対象工事)

第3条 次条に定める工事を除き、市が発注する土木、水道及び営繕のすべての工事は、週休2日制工事として実施するものとする。

(対象外工事)

第4条 次に掲げる工事は、週休2日制工事として実施しないものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、週休2日制工事として実施することができる。

- (1) 現場施工日数が、不稼働日を含め30日未満の工事
- (2) 通年維持工事、緊急対応工事等、工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 施工時間又は施工方法への制約が予想される工事
- (5) その他週休2日制工事になじまないと市長が認める工事

2 前項に定めるもののほか、災害等、受注者の責めによらない不測の事態により週休2日制工事の遂行が困難となったときは、受発注者の協議により週休2日制工事としないことができる。

(週休2日制工事の実施)

第5条 受注者は、週休2日制工事の実施に当たり、工事着手前に休日取得計画書(別記様式)を市長に提出し、承諾を得るものとする。

2 前項の規定による計画書の提出後、工期を延長したときは、受注者は、速やかに変更休日取得計画書(別記様式)を市長に提出し、承諾を得るものとする。

3 前2項の規定による計画書の提出後、天候、緊急対応等により休日予定日を変更するときは、受注者は、市の監督員に連絡しなければならない。この場合において、受注者は、変更前の休日予定日の前後14日以内の日に振替休日を取得するものとする。

4 受注者は、工事が完成したときは、休日取得実施書(別記様式)を市長に提出するものとする。

5 市長は、前項の規定により休日取得実施書の提出を受けたときは、受注者から現場閉所日を確認できる工事日誌等の書類の提示を受け、又は調査を行い、休日取得実施書を確認し、適当と認めたときはこれを承諾するものとする。

(工事費の補正)

第6条 週休2日制工事として発注した工事について、工事完成後の実施状況の確認により週休2日制に該当しないときは、週休2日制でない工事として工事費を補正し、契約を変更するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発注する工事について適用する。

(大垣市発注の週休2日制確保モデル工事試行要領(土木・水道工事)等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 大垣市発注の週休2日制確保モデル工事試行要領(土木・水道工事)

(2) 大垣市発注の週休2日制確保モデル工事試行要領(営繕工事)

(大垣市発注の週休2日制確保モデル工事試行要領(土木・水道工事)等の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの要領の適用を受けた工事で、施行日において完了していないものについては、同項の規定による廃止前のそれぞれの要領は、なおその効力を有する。

別記様式(第5条関係)

休日取得計画書・変更休日取得計画書・休日取得実施書

契約番号	
工事件名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注者名	

月分		提出日 年 月 日			
日	曜日	休日取得 計画	変更休日 取得計画	休日取得 実績	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

(注) 備考には、変更した理由と振替日を記入してください。